



島根県報

平成22年3月31日（水）

号外第85号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

（青少年家庭課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第43号）

1 規則の概要

- (1) 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けを受ける際の連帯保証人は、独立の生計を営む者で保証能力を有しているものでなければならないこととした。（第3条関係）
- (2) その他規定及び様式の整備

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

規**則**

島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第43号

島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則（昭和57年島根県規則第41号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第3条第1号ただし書を削り、同条第2号中「世帯主（法第13条第1項の規定により配偶者のない女子が民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により現に扶養している児童が母子福祉資金の貸付けを受けようとする場合にあつては当該配偶者のない女子、法第32条において準用する法第13条第1項の規定により寡婦が民法第877条の規定により扶養している20歳以上である子その他これに準ずる者（以下「20歳以上である子等」という。）が寡婦福祉資金の貸付けを受けようとする場合にあつては当該寡婦）」を「者」に改め、「有している」の次に「ものである」を加える。

第4条第4号ア中「民法」の次に「（明治29年法律第89号）」を加え、同号イ中「規定により20歳以上である子等」を「規定により20歳以上である子その他これに準ずる者（以下このイにおいて「20歳以上である子等」という。）」に改める。

様式第14号(注)6中「、連帯保証人」を「及び連帯保証人」に、「連帯借主及び」を「連帯借主、法定代理人及び」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。